

2026 年 9 月 30 日

報道関係者各位

日鉄興和不動産株式会社
赤坂インターシティマネジメント株式会社

『赤坂インターシティAIR』において「優良防火対象物認定証」を取得

日鉄興和不動産株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:三輪 正浩)及び赤坂インターシティマネジメント株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:尾崎 一宏)は、『赤坂インターシティAIR』において、東京消防庁赤坂消防署長より「優良防火対象物認定証」(優マーク)を取得いたしました。今次で3回連続の取得・更新となります。

優良防火対象物認定表示制度(通称:優マーク制度)とは、消防署長が防火上優良と認めた建物に、火災に強い安全・安心な建物であることを示すマークを表示することができる制度であり、認定有効期限は3年間です。

「優良防火対象物」として認定されるためには、建物が法令を遵守していることはもちろんのこと、書類審査かつ現場検査を通じて、火災予防対策や火災発生時の初期消火・避難・通報体制、自衛消防活動、防火・防災活動の充実度などの厳しい審査項目を消防署の審査官による厳格な審査を受け、これにクリアする必要があります。

『赤坂インターシティAIR』は、オフィス・商業・医療施設・カンファレンスなど複数のテナントが入居する特定複合用途ビルですが、今回も既存・新規テナントはじめ、すべてのテナントより賛同・協力を得て、3日間にわたり審査が行われました。

優良防火対象物の認定には、建物管理者だけでなく全テナントの協力と調整が不可欠であり、防火・防災体制の維持・向上に向けた継続的な取り組みと相応の運営負担を伴うため、認定取得・更新事例は限られています。『赤坂インターシティAIR』は、このような厳しい基準のもと、2020年8月初回認定を取得以降、今次3回連続の取得・更新であり、高水準の防火・防災体制を継続的に維持していることが評価されました。なお、赤坂消防署管内で認定されている建物は12棟ありますが、多数のテナントが入居する特定複合用途の建物として認定を受けているのは当ビルのみです。

日鉄興和不動産及び赤坂インターシティマネジメントは、今後も建物の安全・安心を目指して、継続して防火・防災活動に努めてまいります。



優良防火対象物認定証交付式【赤坂インターシティAIR】



優良防火対象物認定ロゴマーク

〈本件に関するお問い合わせ先〉

日鉄興和不動産株式会社 広報室 PR 事務局 担当: 福田

TEL: 080-2367-5156(福田携帯)